



# フクロッポウ

NEWS

2025 spring Vol.42

特集

## 遺言・法定後見(任意後見)・ 家族型の民事信託とはどんな制度？



特集 ..... 02

### 遺言・法定後見(任意後見)・ 家族型の民事信託とはどんな制度？

身近な法律問題 第19回 ..... 06

### 養育費の不払解消に向けて 様々な検討がされています。

Fukuroppou Report ..... 08

- 日本赤十字社大阪府支部と共催  
「司法書士による相続・遺言講座」を令和6年9月と12月で開催
- 実際に作成体験できる「司法書士による遺言書作成講座」を開催
- 「中央区民まつり」にブースを出展しました

●大阪法務局と共催で「相続・遺言セミナー」を開催 ..... 09

●小学生が楽しみながら学べる「親子法律教室」を開催

TOPICS ..... 10

●高槻市と

「災害時における被災者等相談業務の実施に関する協定」を締結

●専門家同士がつながる「大阪自由業団体連絡協議会」交流会を開催

●「新年賀詞交歓会」を開催

無料相談のご案内 ..... 11

常設相談のご紹介・クイズ ..... 12

特集

「これからを考える」

遺言・法定後見(任意後見)・家族型の民事信託とはどんな制度？



遺言とは

自分がした意思表示の効力を自分の死後に生じさせる法律行為のことです。  
 例えば、「自分が死んだら、〇〇の土地は長男のAに相続させる」という意思表示を自分が生きている間にすることができるわけです。



手続の方法

- 15歳以上の人であれば誰でも遺言をすることができます。
- 他の誰かに代理して遺言をしてもらうことはできません。
- 遺言の方式は法律で決まっています。主に次の2つの方式があります。
  - ①自筆証書遺言／文字どおり自分で遺言書を書く方式です。なお、財産目録については自書しなくても構いません(通帳のコピーや不動産の全部事項証明書でも可です)
  - ②公正証書遺言／遺言者が公証人に遺言の内容を口頭で伝え、公証人がこれを筆記して作成する方式です。なお、公証人の他に2人以上の証人の立会いが必要です。上記の他に、秘密証書遺言、特別方式の遺言があります。



知っておきたいポイント

- 自筆証書遺言は自分で書く方式ですので費用は要りませんが、方式に間違いがあると無効になりますし、相続開始後に家庭裁判所で検認を受ける必要があります。検認とは、被相続人の死後に家庭裁判所が行う自筆証書遺言の形式チェックのことです。
- ただし、法務局の「自筆証書遺言書保管制度」を利用した場合には検認が不要となります。詳しくは [自筆証書遺言書保管制度](#) [検索](#)
- 公正証書遺言は公証人の作成手数料が必要ですが、検認は不要です。また、原本は公証役場に保管されますので紛失する心配がありません。
- 上記2つの遺言の効力に差はありません。
- 遺言は何度でも行うことができますが、もし、前の遺言と内容が抵触する場合には、その範囲で前の遺言を取り消したことになります。後にした遺言が優先します。

法定後見制度とは

認知症や精神上的の障がい等により判断能力が低下したときに、その人を保護するために、家庭裁判所が成年後見人を選任する制度です。判断能力の低下の程度により、後見、保佐、補助に使い分けられています。

任意後見制度とは

判断能力の低下に備えて、あらかじめご本人が選んだ任意後見人に、財産の管理など代わりにしてもらいたいことを決めておける制度のことです。



手続の方法

- (1)法定後見制度
  - ご本人、その配偶者、4親等内の親族等の一定の者が家庭裁判所へ申立て、これを受けて家庭裁判所が後見開始の審判をすることによって開始されます。
  - 成年後見人等になる人は家庭裁判所が決めますが、申立てをするときに成年後見人等の候補者を立てることができます。ただし、必ずしもその人が選任されるとは限りません。
- (2)任意後見制度
  - 今は大丈夫だけど、将来、自分が認知症等になったときに「自分が決めた人」を後見人にしたいときは、その人と任意後見契約をすることによってこれを実現することができます。
  - 任意後見契約は公正証書によってする必要があります。



知っておきたいポイント

- 成年後見人が付くと、日常生活に関する行為の範囲を超えるような大きな買い物や、重要な法律行為は成年後見人がご本人を代理して行います。もし、ご本人がこれらを行った場合は、成年後見人はこれらを取り消して無効にすることができます。
- 例えば、いわゆる悪徳業者がご本人の認知症に付け込んで、自宅のリフォーム契約や不必要な物品(着物、布団、宝石等)を売りつけたような場合には、成年後見人がこれを取り消すことにより、ご本人の財産を保護することができます。
- 任意後見人は任意後見契約で定められた代理行為等を行います。なお、前述の取消権はありません。



家族型の民事信託とは

平成18年の信託法改正によって認められた制度です。信託とは、簡単に言うと、「私の財産をあなた(ご家族)に託しますので、あの人(又は私)の面倒をみてください。よろしくお願いします」というように、将来のことを託す法律行為のことです。

前述の「私」のことを委託者、「あなた(ご家族)」のことを受託者、「あの人(又は私)」のことを受益者と言います。この委託者、受託者、受益者が主な登場人物となります。受益者とは、信託によって利益を受取る人のこととです。委託者と受益者が同一人でも構いません。



手続の方法

- 前述の私(委託者)とあなた(受託者)が信託契約という契約をする形で進めることが多いです。その他、遺言で行う方法や自己信託という方法もありますが、ここでは説明を省略します。
- 信託を行うには「信託のための目的」が必要です。例えば、「受益者の安定した生活及び福祉の確保を目的として」や「信託不動産を受益者のために管理、運用することを目的として」等です。そして、受託者は信託目的を達成するために財産を管理、処分する義務があります。
- 信託できる財産は何でも構いませんが、通常は金銭、不動産、動産、債権等が考えられます。
- なお、不動産を信託した場合は、不動産の名義を私(委託者)からあなた(受託者)へ変更する所有権移転登記を行います。

知っておきたいポイント

- 信託の関係図は下記ようになります。
- 
- 信託した財産の所有権は委託者から受託者へ移転します。
  - 不動産を信託した場合は受託者へ名義を変える所有権移転登記を行います。登記原因が「信託」となり、信託した内容も登記されますので、この不動産が信託財産であることが分かる仕組みになっています。



# 家族型の民事信託の活用例

## 事例1

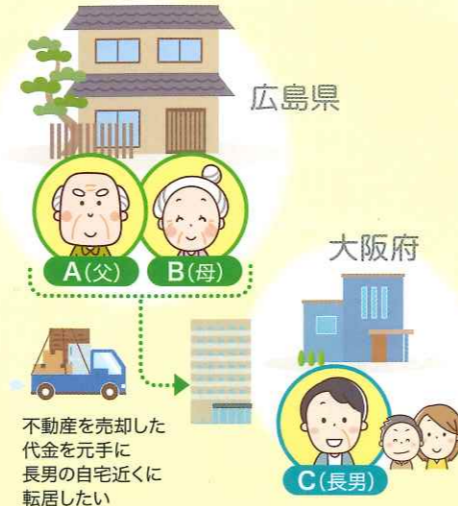
### 不用になった実家(空き家)の信託活用

#### 現在の状況

- 父A及び母Bは広島県にあるA名義の不動産(土地、建物)に居住している。長男Cは既に結婚し、大阪に居住している。
- A及びBは高齢に伴い広島県を離れてCがいる大阪で居住したいと考えているが、Cは大阪で自宅を購入して妻子らと生活していたので、A及びBと同居することは困難である。

#### 相談者の悩み・ご要望

- そこで、Aは、Cの自宅付近に手ごろなマンションを購入し、そこに住む計画を立てた。その際のマンション購入費用は、Aが所有する広島県の不動産を売却した代金で賄いたいと思っているが、売却には時間を要する見込みであるから、この先、自身が認知症等になってしまうのではないかと不安がある。
- なお、CはA及びBの考えを尊重する意向である。

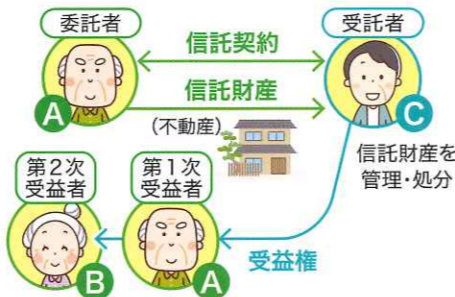


## 活用 家族型の民事信託

- Aを委託者、Cを受託者、第1次受益者をA、第2次受益者をBとする信託契約を締結する。
- Aの主な財産は広島県の不動産の他に、現金・預貯金であるが、信託財産は不動産とこれを売却した後の金銭とする。

#### 信託活用のメリット

- 信託に伴い、広島県不動産の名義をCに変更するため、その後Cが自らの判断で不動産を売却することができるので、Aの認知症や寝たきりになった場合の対策にもなる。
- 信託契約の中で、Aの死亡時の信託財産の帰属先を決めておける(Aの次はBに、最後はCに、と順序をつけることが可能)。



## 併用 遺言

(相続手続をスムーズに行う)

- Aはある程度、手許に自由に使える金銭を置いておきたかったため、現金と預貯金は信託財産に組み入れなかった。
- しかし、これらもAの相続財産となるため、遺言書を作成して承継方法を決めておけば、相続開始時において遺産分割協議をしなくてもスムーズにBもしくはCに承継できる。



## 併用 法定後見、任意後見契約

(認知症等対策)

- 民事信託はあくまでも「財産管理・活用・承継のための手法」であり、「身上保護」はこれには含まれない。例えば、仮にAが認知症になり施設へ入所する必要がある場合に、施設との入所契約の締結などの契約行為は、民事信託の「受託者」の地位でCが当然に行えるわけではない。
- Aの判断能力が低下すると家庭裁判所が選任する成年後見人(Cとは限らない)等が付く場合があるが、確実にCに後見人になってもらい「身上保護」や「信託財産以外の財産の管理」をして欲しい場合には、Cを任意後見人とする任意後見契約を締結しておくことで、これらのニーズをカバーできる。



## 遺言、後見制度を併用することでより安心に



## 事例2

### 親なき後の子の生活保障における民事信託(福祉型信託)

#### 現在の状況

- 母Aは夫の父Bを先に亡くし、A名義の土地建物(自宅)に長男Cと同居している。長女Dは既に結婚し、家を離れている。
- Cは大学を卒業したものの、職に就くことができず、いわゆる「ひきこもり状態」である。Cは昔から、対人関係が苦手だったこともあり、Aとしては、何らかの精神的な病気になっているのではないかと心配であった。
- そのため、Aは地元の自治体に相談したが、障がい者としての認定はされず、福祉サービスを受けることもできない状態である。また、医師にも相談したが、後見・保佐・補助のいずれかに該当するような判断能力の低下もないと診断された。



#### 相談者の悩み・ご要望

- Cが今までどおり生活できるように継続して自宅に住まわせてやりたい。
- Aは、できるだけCのお世話をしたいと考えているが、自分が認知症や寝たきりになった場合、また、自分が死んでしまった後のことが気がかりである。



## 活用 家族型の民事信託

- Aを委託者、Dを受託者、第1次受益者をA、第2次受益者をCとする信託契約を締結する。
- 信託の目的は、①受益者の居住の確保及び②受益者の健康状態に応じた適正な支援をする(福祉型信託)。
- 信託する財産は自宅不動産と将来Cに相続させたい分の現金。

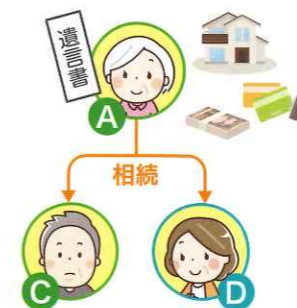
#### 信託活用のメリット

- Cに現金を一気に渡すのではなく、Dが管理を行いながら、毎月数万円ずつ給付していくことが可能となる。
- 自宅にCを住まわせながらも、受託者をDとすることで、自宅の管理等を問題なく行うことが可能となる。



## 併用 遺言

- 信託しない財産についても、円滑に財産をこどもたちに承継させるため、別途、遺言書を作成することが考えられる((例)預貯金、Cに相続させない現金はDに相続させる)。このとき、遺言執行者としてDや司法書士等の専門家を指定しておくことで、相続手続を円滑に行うことができる。



## 併用 法定後見、任意後見契約

- Aの判断能力が低下した場合はAに成年後見人等が付くことがあるが、Dが成年後見人等に選任されることは限らないので、これに備えるため、Dを後見人とする任意後見契約を利用することで、Aの認知症等対策をより強固にすることもできる(※信託しない財産については、受託者Dに管理権限が発生しないため)。





身近な

## 法律問題

第19回

# 養育費の不払解消に向けて 様々な検討がされています。

当コーナーでは毎回異なる「身近な法律問題」を取り上げ、大阪司法書士会監修のもとで、みなさまにわかりやすく解説しています。

今回は養育費について取り上げます。養育費の不払いが子どもの貧困を招いていると言われており、養育費不払解消に向けて様々な検討がされています。養育費を受け取ることは子どもの権利です。すべての子どもが養育費を受け取ることができるよう、養育費の分担をどのように取り決めていくことが大事なのか見ていきましょう。

### 養育費とは

養育費とは、子どもを監護・教育するために必要な費用のことをいいます。未成熟の子が経済的・社会的に自立するまでに要するすべての費用のことを意味します。具体的には衣食住に必要な経費・教育費・医療費等がこれにあたります。

また、未成熟の子とは未成年者を意味するものではありません。親の子どもに対する養育費の支払義務は、親の生活に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務(生活保持義務)だとされています。ここは令和6年改正民法で明確化されました。

#### 【民法第817条の12】

父母は～その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない

離婚したからといって、子どもの親であることには変わりありません。そのため、離婚により親権者でなくなったとしても、また子どもと離れて暮らすようになったとしても、親は子どもに対して自分と同じ水準の生活ができるようにする義務があるのです。



### 養育費ってどうやって取り決めるの？ 決めておいたほうがいいの？

養育費は子どものためのものです。離婚時にきちんと取り決めておくことが望ましいでしょう。離婚時に決めておかなかったとしても、離婚後に取り決めることもできます。決める内容は、養育費の金額、支払時期、支払期間、支払方法等ですが、具体的に決めておきましょう。取り決めた

内容は、口約束だけでは証拠が残らないため、書面に残しておくことが重要です。

そして、相手方の協力を得ることができる場合は、取り決めたことを公正証書(執行認諾文言付き)にしておくことが望ましいです。公正証書とは、公証役場で公証人が本人たちの合意内容を確認して作成する文書です。公正証書(執行認諾文言付き)にしておく、養育費の支払が滞った場合、すぐに強制執行(相手方の財産を差し押さえる等してそこから養育費を回収する手続)を行うことができます。これに対して、取り決めたを通常の私文書で作成した場合は、養育費の支払が滞った時でも、あらためて裁判手続を経なければ強制執行を行うことはできません。

相手方と話し合いができない場合や話し合いがまとまらない場合は、家庭裁判所の家事調停手続を利用することができます。調停手続とは、裁判官と民間から選ばれた調停委員が間に入り、非公開の場でそれぞれから言い分を聴き、話し合いによって適切で妥当な解決を目指す手続です。調停手続で夫婦が合意した内容は調停調書に記載されます。この調停調書は確定判決と同じ効力をもつため、調停調書の内容が守られなかった場合、強制執行をすぐに行うことができます。また、調停手続は公正証書よりも費用が安くできるため、お互い話し合いができていても調停手続を利用することは一つの方法です。



### 養育費の金額、支払期間って どうやってきめるの？

養育費の金額については、まずはお互い金額を提示した上で話し合いを進めましょう。金額の合意が難しいのであれば家庭裁判所のHPに掲載されている養育費算定表を参考にすることができます。しかし、算定表はあくまで目安です。

養育費は個別具体的な事案に応じて決められるものなので、算定表どおりに決めなくてはいけないというものではありません。

また養育費の支払期間の終期に関しては、大学進学等を見据えて「大学またはこれに準ずる高等教育機関を卒業する日の属する月まで」等の定め方をしておくのが望ましいでしょう。「成年に達するまで」といった定め方では、大学に進学した場合、まだ経済的に自立できていないのに養育費はもらえないこととなります。

また、養育費の具体的な金額を決めていたとしても病気や怪我、塾や留学の費用といった予想外の出費が発生することがあります。上記のような特別な費用についても、取り決めをしておきましょう。

養育費の額を取り決めた後、お互いの経済状況等が変化した場合、養育費の額を変更することができる場合があります。しかし、一度取り決めた内容を変更するのは大変です。最初に様々な事態を考慮して決めておくことが大事でしょう。



### 養育費の取り決めをしたけれど、 支払ってもらえないときはどうすればいいの？

#### ①履行勧告、履行命令の手続き

養育費の取り決めが家事調停や家事審判等で決められた場合、定められた義務を履行しない相手に対して、相手にそれを守るよう勧告することを家庭裁判所に求めることができ

ます。履行勧告の申立て費用は無料ですが、強制力はありません。しかし、家庭裁判所からの勧告という意味で心理的効果はあります。

また、相手に取り決めた履行を命じるよう家庭裁判所に申し立てることもできます。この場合、申立てには500円の手数料が必要ですが、相手が正当な理由なくこの命令に従わない場合は10万円以下の過料の制裁に処せられることがあります。

#### ②強制執行の手続

養育費の取り決めが、一定の条件を満たす公正証書や、家事調停又は家事審判等で決められた場合には、これらの文書を用いて相手の財産を差し押さえてそこから養育費を回収する手続(強制執行)を行うことができます。

相手にどんな財産があるのかわからないときは、債務者の財産開示手続や第三者からの情報取得手続を利用することができます。

### さいごに

「令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果」によると、実際に養育費を受け取っている母子家庭は全体の28.1%、父子家庭に至っては8.7%と非常に低い割合です。また、厚生労働省「令和4年国民生活基礎調査」によると、ひとり親世帯の子どもの貧困率は44.5%と約2世帯に1世帯が貧困という状態であり、母子世帯の75.2%の方が生活が苦しいと回答しています。離婚後に相手とかわりたくない等の理由で、養育費の取り決めをせず離婚される方も多いと思います。

しかし、養育費を支払うことは親が負う法律上の義務であり、養育費を受け取ることは子どもの権利です。また、養育費の継続的支払確保が子どもの貧困解消の一助として重要だと思われる。

養育費不払い問題に対して、解消に向けた動きが早く実現化されることを望みます。

## 身近な法律の専門家・司法書士が 人権問題をサポートします！

司法書士は養育費問題についても、書類作成という立場から支援することができます。全国青年司法書士協議会、大阪青年司法書士会、大阪司法書士会では年に1回(8月末又は9月初旬頃)無料の電話相談会「全国一斉 子どものための養育費相談会」を開催しています。

また、大阪司法書士会では、毎週水曜日13時~16時に女性と子どものための専門相談会(予約制)を実施しています。

ひとりで悩まず、一度相談してみませんか。一緒に解決の糸口を探しましょう。

お気軽に  
ご相談ください。





## 日本赤十字社大阪府支部と共催 「司法書士による相続・遺言講座」を令和6年9月と12月で開催

令和6年9月16日と12月8日に、大阪赤十字会館にて大阪司法書士会と日本赤十字社大阪府支部の共催で「司法書士による相続・遺言講座」を開きました。両日の内容および講師は同じで、木村司法書士は相続の基礎知識を担当。法定相続人と法律が定めた分割基準である法定相続分、相続手続をするうえでメリットがある法定相続情報証明制度などについて解説しました。小林司法書士は遺言の基礎知識として、遺

言の種類や遺言を残す必要性が高いケースなどについて説明。遺言書には家族の気持ちの整理を助ける付言事項を書くことにもふれました。日本赤十字社大阪府支部の新谷氏は赤十字の成り立ちや令和6年能登半島地震での活動、大阪・関西万博にパビリオンを出展することなどについて紹介。両日の講座終了後には、別途事前に申し込んだ参加者限定で相続・遺言の個別無料相談会も実施しました。



講座は約1時間半、熱心に耳を傾ける参加者の姿が印象的でした



両日も大小2つの会場を用意しました  
大阪司法書士会 谷 嘉浩 会長



大阪司法書士会 木村 貴裕 司法書士  
日本赤十字社大阪府支部 新谷 隆博 氏  
大阪司法書士会 小林 啓悟 司法書士

## 実際に作成体験できる「司法書士による遺言書作成講座」を開催

令和6年11月25日、大阪司法書士会館にて体験型の「司法書士による遺言書作成講座」を実施しました。まずは講義形式で北詰司法書士が遺言の基礎について解説。「遺言書がない場合は、法定相続人間での遺産分割協議が必要です。しかし、認知症や行方不明の人がいると、速やかに遺産分割協議ができなくなります」などと話しました。そして、いよいよ実際に遺言書を書くワークショップの時間に。司法書士に積

極的に質問してアドバイスを受け、一つひとつ疑問を解消しながらペンを走らせていく参加者たち。作成した遺言書を司法書士に見せて、安心した表情を浮かべる方もいました。最後は大阪法務局供託課遺言書保管官の山本氏が、法務局の自筆証書遺言書保管制度のメリットや、申請の流れについて説明。家庭でも振り返って学んでいただけるよう講義の内容を記したレジュメや、遺言書の参考文例集も配布しました。



各グループに配属された司法書士に相談しながら遺言書作成を進めます



大阪司法書士会の北詰健太郎司法書士による座学



大阪法務局供託課遺言書保管官 山本 公彦 氏

「デジタル遺産はどうしたらいい？」などの質問や、家族構成や財産内容を具体的に示した相談もありました

## 「中央区民まつり」にブースを出展しました

令和6年10月20日、史跡難波宮跡で中央区民まつりが開催され、大阪司法書士会として初めてブースを出展しました。当日は天候にも恵まれ、多くの来場者で賑わいました。当会のブースにもたくさんの方々にお立ち寄りいただき、エンディングノートを配布しながら、その書き方や活用方法についてご説明しました。



ブースでは複数の司法書士が常駐し、対応しました



フクロポウとの記念撮影も人気でした

## 大阪法務局と共催で「相続・遺言セミナー」を開催

令和7年2月2日、大阪司法書士会館にて大阪司法書士会と大阪法務局の共催による「相続・遺言セミナー」を実施。全3部構成の講義形式で、第1部では大阪法務局の田村氏が昨年4月から開始した相続登記の義務化について解説。「相続人は不動産の取得を知った日から3年以内に、相続登記の申請をしなければなりません」と田村氏。すぐに申請できない場合の制度や、相続した土地を国庫に帰属させる制度についての紹介もありました。第2部は木村司法書士による相続の基

礎知識について。「こどもがいないケースでは、兄弟姉妹が法定相続人になる場合があります」などと話し、相続財産の調査・確定ではエンディングノートも役立つことを紹介。第3部は小林司法書士による遺言の基礎知識について。「遺言書に書いてある遺産の分け方が優先されますが、遺留分との関係に注意してください」とした上で、ケース別に遺言の必要性を紹介しました。セミナー参加者を対象にした無料相談会も同時開催し、大盛況のうちに幕を閉じました。



途中休憩を挟んで約2時間、熱心に話を聞く参加者のみなさま



スクリーンとレジュメを使い、わかりやすく説明 無料相談会の様子



第1部 大阪法務局 民事行政部 不動産登記部門 統括登記官 田村 諭 氏  
第2部 大阪司法書士会 木村 貴裕 司法書士  
第3部 大阪司法書士会 小林 啓悟 司法書士

## 小学生が楽しみながら学べる「親子法律教室」を開催

令和7年2月16日、大阪司法書士会館にて小学4・5年生とその保護者を対象にした「親子法律教室 解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～」を行いました。スクリーンに映し出された紙芝居を鑑賞しながら進行。ある村の村長が亡くなる前に「この橋、馬は渡るべからず」という立札を立てたことから、村人たちが大騒ぎして話合うという物語です。まずは馬・牛・子馬・人のなかで橋を渡れるものについて考え、次に重い・汚す・暴れるという理由から判断します。さらに物語が

進み、村長が妻の生活のために看板を立てたことが発覚。そのうえで善いきまりなのか、悪いきまりなのかについて考えを深めていきました。進行役の司法書士が問いかけると、こどもたちからは次々と手が上がり「動物も人も渡れないのなら、橋としての意味がない」「信頼されていた村長の願いを聞くべき」、保護者からは「私利私欲で作った悪いきまり」などさまざまな声。人の意見を聞いたり、自分の考えを発表したりすることの大切さを学びました。



チューターの司法書士の問いに、自分なりに考えてワークシートに記入することもたち



グループで仲よくなるために、最初にペーパータワー作りに挑戦



スクリーンの紙芝居では抑揚をつけた語りにも引き込まれました



○と×が記されたボードに全員がシールを貼り、人によって考え方が違うこと視覚的に明らかになりました



最後は、当会の谷 嘉浩会長から修了証書が授与されました



## 高槻市と「災害時における被災者等相談業務の実施に関する協定」を締結

大阪司法書士会では地震や津波、豪雨などの災害時に、無償で司法書士を派遣する協定を大阪府内の市町村と積極的に結んでいます。令和6年11月19日には、高槻市と「災害時における被災者等相談業務の実施に関する協定」を締結しました。平成30年の大阪北部地震で甚大な被害を受けた高槻市。濱田市長は「この協定を心強く感じています」、当会の谷会長は「私たちは能登半島地震の被災地での相談会も継続して行っています。市民のみなさんに安心してもらえるように努めます」と話しました。



協定書に署名。万々に備えて、日頃からの連携も強化します

高槻市の濱田 剛史 市長(右)と谷 嘉浩 会長(左)

## 専門家同士がつながる「大阪自由業団体連絡協議会」交流会を開催

令和6年11月5日、シティプラザ大阪にて大阪自由業団体連絡協議会主催の交流会を実施。大阪自由業団体連絡協議会は大阪司法書士会、大阪弁護士会、日本公認会計士協会近畿会、近畿税理士会、大阪公証人会、日本弁理士会近畿支部、大阪府行政書士会、大阪土地家屋調査士会、大阪府社会保険労務士会、公益社団法人大阪府不動産鑑定士協会の全10団体で構成されています。今回の交流会は大阪司法書士会が企画・運営を担当。異なる専門家同士で仕事の楽しさや悩み、各業界のトレンドなどについてディスカッションし、グループごとに発表しました。業務に活かせる有意義な仲間づくりの場となったようです。



参加者は各士業とも若手を中心に、気軽に話せる雰囲気で行いました



AIに関することなど話合った内容を発表

ディスカッション終了後は懇親会も行いました

## 「新年賀詞交歓会」を開催

令和7年1月20日、リーガロイヤルホテル(大阪)にて、大阪司法書士会および大阪司法書士政治連盟、一般社団法人大阪公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート大阪支部、大阪司法書士協同組合の共催で「新年賀詞交歓会」を開きました。当日は大阪法務局や大阪弁護士会、大阪土地家屋調査士会、市長、地方議員などの来賓を迎え、当会会員の司法書士を含めて約240名が参加。大阪司法書士会の谷会長は「昨年4月に相続登記の申請が義務化され、申請件数が順調に増えています。府民のみなさまの助けになるべく、本年も関連団体で力を合わせていきましょう」と挨拶。来賓者からも、府民のために一致団結する声が聞かれました。



来賓のみなさま、司法書士が多数集い、華やかな雰囲気のなかで進行了



共催の全5団体を代表して大阪司法書士会の谷 嘉浩 会長が挨拶



各テーブルでは参加者同士の交流も和やかに



驚きのマジックショー! 大いに盛り上がりました



スイーツや食事券が当たる人気の抽選会

## 無料相談のご案内

困った事、悩んでいる事があれば  
司法書士が親身になってサポートいたします。



- 登記
- 相続・遺言
- 会社設立・変更
- 成年後見
- 法律相談
- 裁判所提出書類作成
- 簡易裁判所訴訟代理
- 民事再生・破産

## 司法書士総合相談センター

**北**  
大阪市北区西天満4丁目7番1号  
北ビル1号館 2階202号室  
大阪地方裁判所北側

**相談日時** 毎週 月～金曜日  
午後1時30分～午後4時30分



- Osaka Metro 谷町線・堺筋線「南森町駅」  
②号出口徒歩10分
- Osaka Metro 御堂筋線・京阪本線「淀屋橋駅」  
①号出口徒歩10分
- 京阪中之島線「なにわ橋駅」  
①番出口徒歩7分
- 京阪中之島線「大江橋駅」  
⑤番出口徒歩7分

**堺**  
堺市堺区中瓦町2丁3番29号  
瓦町ウエノビル4階

**相談日時** 毎週 月～金曜日  
午後1時30分～午後4時30分

※火曜日は成年後見相談を実施



● 南海高野線「堺東駅」西出口 徒歩5分

**泉佐野**  
泉佐野市上町3丁目11番48号  
泉佐野駅前すぐ  
泉佐野市消費生活センター内

**相談日時** 毎週 水曜日  
午後1時30分～午後4時30分



● 南海線「泉佐野駅」東出口を出て左折すぐ

**予約電話番号 06-6943-6099** 【相談方法】面談相談(1組40分)完全予約制  
【予約受付時間】平日の午前10時から午後4時まで

### ご利用にあたってのご注意

- ※同じ問題についてのご相談はお一人1回のみとします。
- ※相談時間は、1組につき40分以内とします。
- ※相談センターの受付は、午後3時40分で終了します。
- ※受付票に必要事項をご記入いただきます。匿名での相談はお受けできません。
- ※相談を受けた相談員は、原則としてその場であなたからのご依頼を受託することはできません。司法書士の紹介を希望される場合は、大阪司法書士会の規則に基づいて、司法書士のご紹介をいたします。
- ※下記の事項に該当する場合は、相談をお受けできませんのでご了承ください。
- 一案件につき2回目以上の相談の場合。
- 相談員が現在関与し、もしくは過去に関与した相手方からの相談の場合。
- 相談内容に妥当性を欠く場合。 ● 法律問題以外の問題の場合。
- 提出書類の内容に及ぶ判断。とくに相談者等が作成された訴状・答弁書等について適用するか否かの判断。
- 相談者が暴力団員等反社会的勢力であると判明した場合や、相談中に感情にまかせて不穏当な発言をしたり、大声を出すなどの迷惑行為、相談員への個人的な質問、嫌がらせ、誹謗中傷、名誉又は信用を棄損する行為に及んだ場合。

